

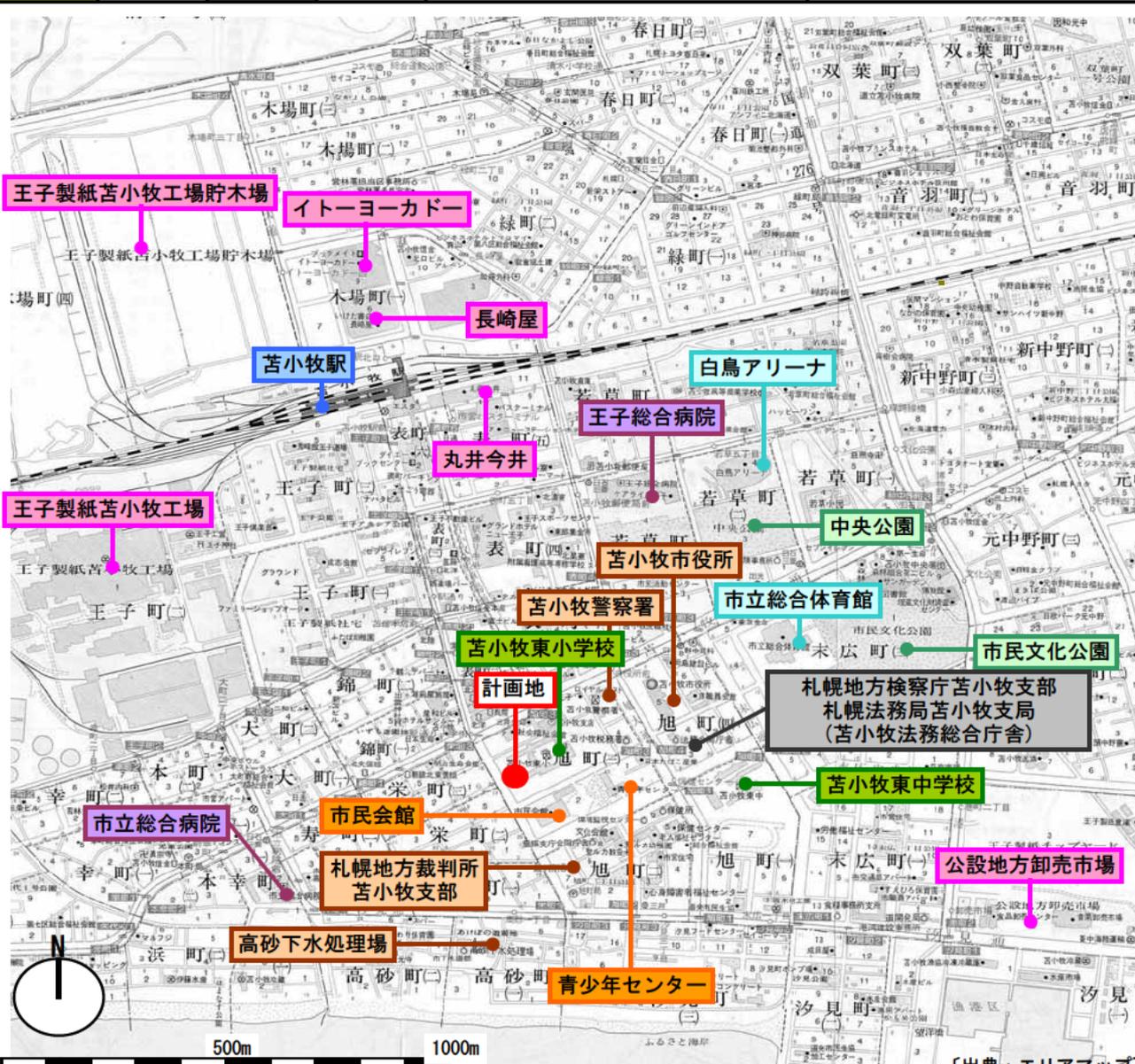
平成 1 5 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 1 5 年 8 月
事業等の内容	1. 事業等の名称 苫小牧法務総合庁舎整備等事業		
	2. 目的・目標 <p>新営の必要に迫られている法務総合庁舎を P F I 方式による整備をし，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。</p>		
評価手法等	3. 具体的内容 <p>(1) 事業場所 北海道苫小牧市旭町 3 丁目 5 番</p> <p>(2) 構造規模 3 , 5 2 8 m²</p> <p>(3) 事業期間 平成 1 6 年度 ~ 平成 3 0 年度 (予定)</p>		
	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。		
評価の内容	[事業の評価項目] <p>1 . 事業の緊急性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 事業の緊急性 : 1 1 8 点 ・既存庁舎は老朽及び検察庁の支部昇格や法務局の統合受入れにより狭あい</p> <p>2 . 計画の妥当性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 計画の妥当性 : 1 2 1 点 ・現予定地での新営整備は必要な駐車場も確保でき好立地条件</p> <p>3 . 事業の効果 (費用対効果 (B / C)) が 1 以上であること，または事業の効果 (その他の効果) について定性的な評価により新規事業採択の必要性が認められること 事業の効果 : 5 . 6 5</p> <p>以上 1 ~ 3 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

**苫小牧法務総合庁舎整備等事業
事業評価資料**

1 計画地周辺の主要施設等

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



[出典：エリアマップ]

官署 No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	札幌地方検察庁苦小牧支部	苦小牧駅から徒歩13分	駅通十字街バス停から徒歩1分
2	札幌法務局苦小牧支局	同上	同上
3			
4			

2. 事業概要

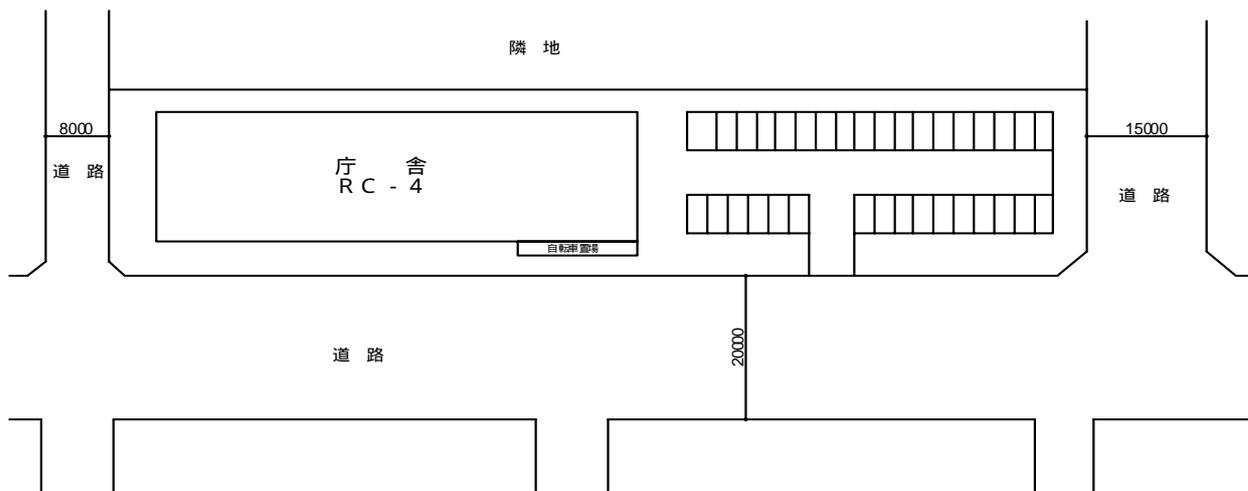
(1) 計画施設概要

名称	苫小牧法務総合庁舎	
所在地	北海道苫小牧市旭町3丁目5番	
敷地面積	3,198㎡	
用途地域	商業地域	
延床面積	3,528㎡	
構造 - 階数 (地上/地下)	RC - 4 / 0	
容積率	600%	
建ぺい率	80%	
計画人員	53人	
駐車台数	34台	
完成年度 (西暦)	2006年予定	
入居官署	1	札幌地方検察庁苫小牧支部
	2	札幌法務局苫小牧支局
	3	
	4	
	5	
	6	

(2) 計画図面

施設名

苫小牧法務総合庁舎



S=1:1000

(3) 整備方針

入居官署		札幌地方検察庁苫小牧支部（苫小牧法務総合庁舎）	
目的		方針	
検 察 業 務 の 質 的 ・ 量 的 変 化 へ の 対 応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・ 確定記録等の閲覧スペースの確保	
		バリアフリー化 ・ 身障者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実	
		駐車場の拡充 ・ 駐車台数の増加 ・ 外部から俯瞰されない降車場の設置	
	被害者への配慮	被害者の保護 ・ 専用出入口の設置 ・ 性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・ 専用待合室の設置 ・ 被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・ 被疑者と交わらない動線計画	
	業務効率・検察官 支援機能の充実	調室機能の充実 ・ 調室の狭あいの解消 ・ 調室の増加	
		付随機能等の充実 ・ 各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・ 調室補助機能の充実 ・ 警察官等の捜査関係者の同行室の拡充	
		窓口機能の充実 ・ 事件の受理窓口等の充実 ・ 罰金等の徴収窓口及び待合室の充実	
		保管機能の充実 ・ 証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・ 証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・ セキュリティの充実 ・ 適切な保存機能の確保（空調設備等の設置等）	
	防犯性の向上	被疑者専用動線，待合室等の充実，確保 ・ 被疑者専用動線の確保 ・ 被疑者専用待合室の確保	

入居官署		札幌法務局苫小牧支局（苫小牧法務総合庁舎）
目的		方針
行政サービスの向上	来庁舎対応機能の充実	待合機能（情報提供機能）の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） ・情報公開，情報提供スペースの確保
		相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の拡充（狭あいの解消等） ・プライバシーの確保（遮音性等の確保）
		バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実 ・来庁舎用動線の明確化（案内表示等のサイン計画の改善）
		駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	登記窓口，事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 ・セキュリティーの確保
		各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実
		会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議，研修に対応できるスペースの確保
		書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 （空調設備等の設置）（防災安全性の確保） （保安安全性の確保）

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	8.0
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下同左	現存率70%以下同左	現存率80%以下同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	100.0
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの				なるべく速やかに返還すべきもの	
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの					なるべく速やかに返還すべきもの	
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上もの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新営の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
									加算点	10
									合計	118

分類	項目 係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
	災害防止・環境	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している		敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない		1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている		規模業務内容との関連が不明確		規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場等の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設に必要な機能等が満足される計画である		適切な構造として計画されていない		標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設に必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
						評点（各係数の積×100倍）		121

5 事業の効果（費用対効果）

			単位：千円
総費用（C）	項目		現在価値（50年間）
	初期費用	建設費等	1,331,561
	維持修繕費	維持修繕費等	915,282
総費用		2,246,843	
			単位：千円
建物の新営による効果（B0）	利用者の利便	行政サービスの向上等	2,858,207
	地域への寄与	地域住民の満足度向上	1,868,983
	安全の確保	防災安全性の向上等	1,478,498
	環境への配慮	地球温暖化対策等	745,908
	建物の新営による効果（B0） （官庁営繕事業評価の効果項目から）		6,951,596
官庁営繕事業評価の費用対効果（B / C）		3.09	

			単位：千円
項目		現在価値（50年間）	
検察庁としての加算効果（B1）	来庁者対応機能の充実	バリアフリー化等	15,155
	被害者への配慮	カウンセリング室の設置等	17,061
	業務効率・適切な業務の遂行	調室，保管機能の充実等	3,750,605
	防犯性の向上	被疑者専用動線，待合室等の充実，確保	15,355
位置の改善	立地場所の改善	0	
検察庁としての加算効果(B1)		3,798,176	

			単位：千円
法務局としての加算効果（B2）	来庁者対応機能の充実	待合，相談機能の充実等	15,324
	業務処理機能の充実	登記窓口，閲覧機能の充実等	1,933,553
法務局としての加算効果(B2)		1,948,877	

項目		現在価値
建物の新営による効果（B0）		6,951,596千円
検察庁としての効果（B1）		3,798,176千円
法務局としての効果（B2）		1,948,877千円
総効果（B0 + B1 + B2）		12,698,649千円
総費用（C）		2,246,843千円
費用対効果（B / C）		5.65

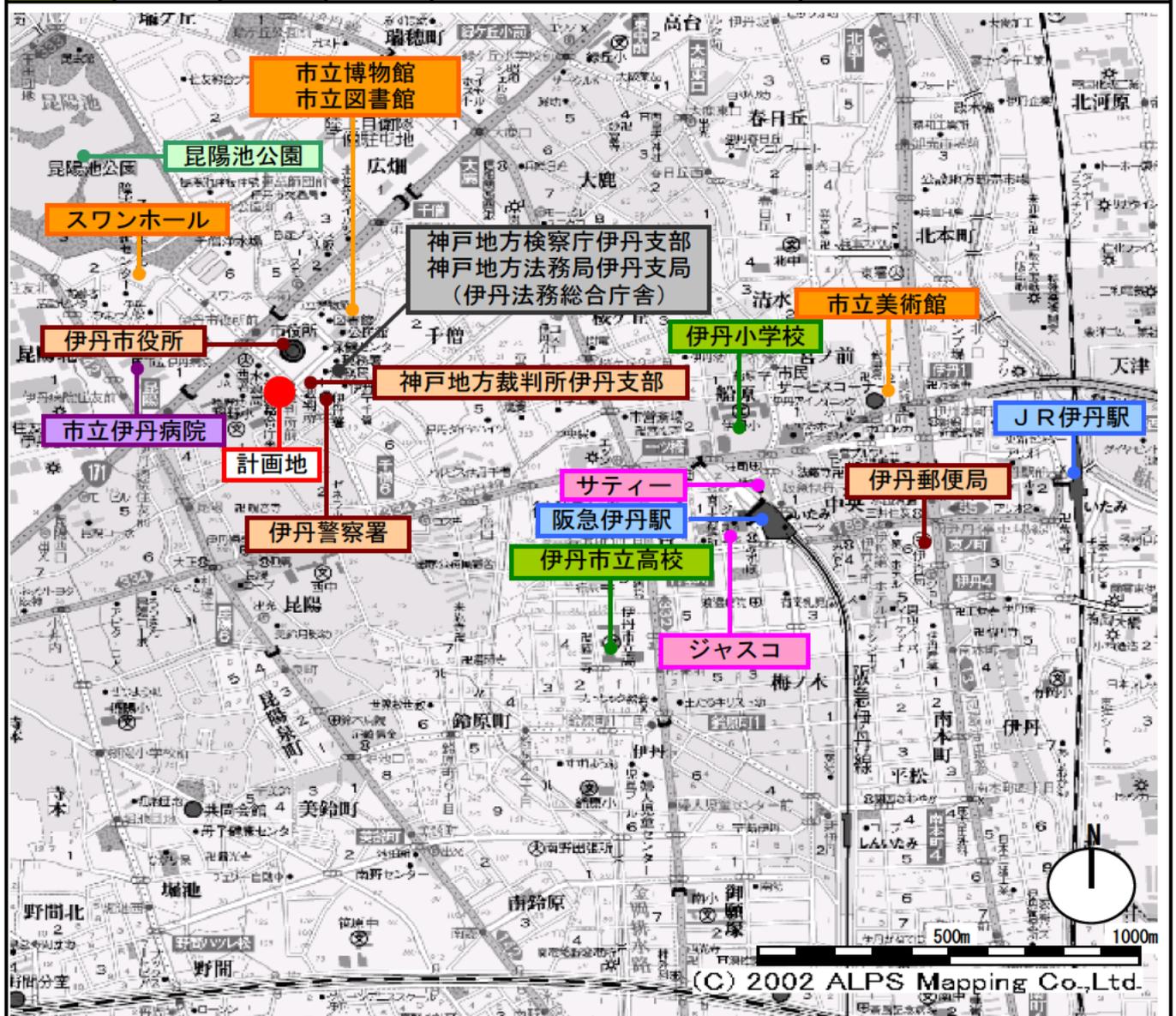
平成 1 5 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 1 5 年 8 月
事業等の内容	1. 事業等の名称 伊丹法務総合庁舎新営工事		
	2. 目的・目標 新営の必要に迫られている法務総合庁舎として整備し，業務効率の改善，利用者へのサービスの向上を図るものである。		
	3. 具体的内容 (1) 事業場所 兵庫県伊丹市昆陽 1 丁目 1 番 3 ， 4 号 (2) 構造規模 3 ， 7 9 3 m ² (3) 事業期間 平成 1 6 年度～平成 1 9 年度（予定）		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。 なお，事業費要求段階（平成 1 6 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1. 事業の緊急性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 事業の緊急性 : 1 0 9 点 ・既存庁舎は老朽，狭あいで，統合受入れ計画あり</p> <p>2. 計画の妥当性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 計画の妥当性 : 1 2 1 点 ・現予定地での新営整備は統合により必要な駐車場も確保でき好立地条件</p> <p>以上 1 ， 2 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備 考			

**伊丹法務総合庁舎新営工事
事業評価資料**

1 計画地周辺状況

凡例		主要施設	
	行政施設		医療施設
	文化施設		商業施設
	スポーツ施設		交通施設
	学校施設		公園等
	福祉施設		現状施設



官署No.	官署名称	アプローチ	
		[電車]	[バス]
1	神戸地方検察庁伊丹支部	阪急伊丹駅より徒歩15分	伊丹市役所前より徒歩1分
2	神戸地方法務局伊丹支局	同上	同上
3			
4			

2. 事業概要

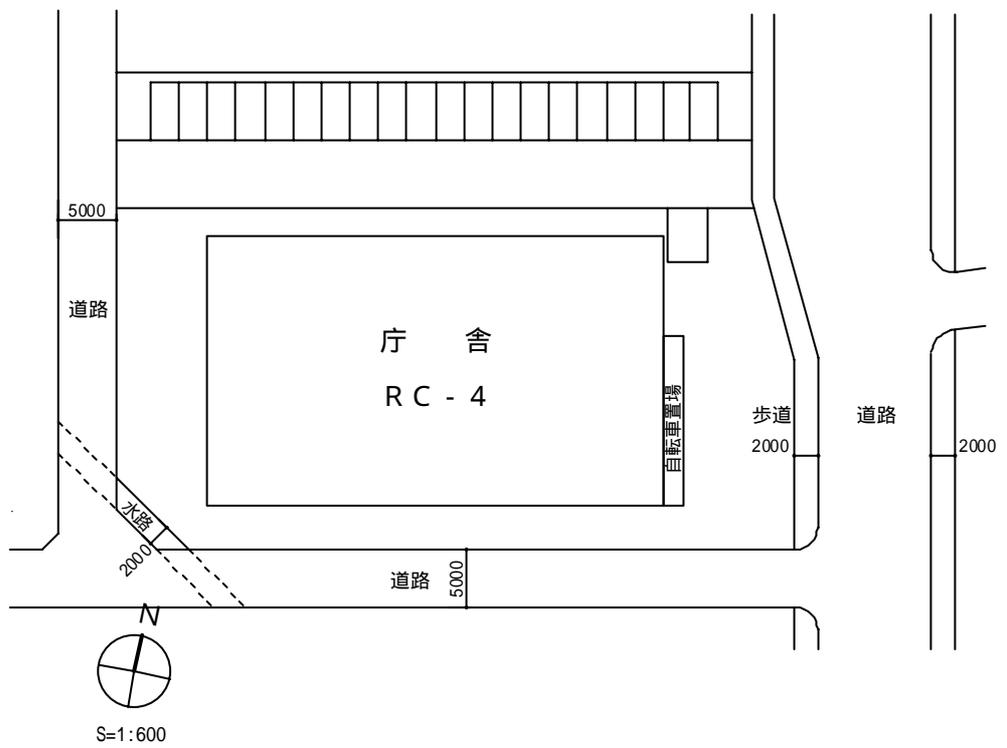
(1) 計画施設概要

名称	伊丹法務総合庁舎	
所在地	兵庫県伊丹市昆陽1丁目1番3, 4号	
敷地面積	2,604m ²	
用途地域	第二種住居地域	
延床面積	3,793m ²	
構造 - 階数 (地上/地下)	R C - 4 / 0	
容積率	200%	
建ぺい率	60%	
計画人員	57人	
駐車台数	21台	
完成年度 (西暦)	2007年予定	
入居官署	1	神戸地方検察庁伊丹支部
	2	神戸地方法務局伊丹支局
	3	
	4	
	5	
	6	

(2) 計画図

施設名

伊丹法務総合庁舎



(3) 整備方針

神戸地方検察庁伊丹支部 (伊丹法務総合庁舎)

目的	方針	
検 察 業 務 の 質 的 ・ 量 的 変 化 へ の 対 応	来庁舎対応機能の充実 検察業務への理解	情報提供スペース，情報公開窓口の拡充 ・確定記録等の閲覧スペースの確保 バリアフリー化 ・身障者・高齢者及び婦人，子供のための機能の充実 駐車場の拡充 ・駐車台数の増加 ・外部から俯瞰されない降車場の設置
	被害者への配慮	被害者の保護 ・専用出入口の設置 ・性犯罪被害者のためのカウンセリング室の設置 ・専用待合室の設置 ・被害者の心情及びプライバシーへの配慮 ・被疑者と交わらない動線計画
	業務効率・検察官 支援機能の充実	調室機能の充実 ・調室の狭あいの解消 ・調室の増加 付随機能等の充実 ・各待合室，控室の充実(通訳人控室等) ・調室補助機能の充実 ・警察官等の捜査関係者の同行室の拡充 窓口機能の充実 ・事件の受理窓口等の充実 ・罰金等の徴収窓口及び待合室の充実 保管機能の充実 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室のスペースの拡充 ・証拠品庫，記録保管庫，資料室の位置及び搬送経路の改善 ・セキュリティーの充実 ・適切な保存機能の確保(空調設備等の設置等)
	防犯性の向上	被疑者専用動線，待合室等の充実，確保 ・被疑者専用動線の確保 ・被疑者専用待合室の確保

神戸地方法務局伊丹支局（伊丹法務総合庁舎）

目的	方針	
行政サービスの向上	来庁舎対応機能の充実	待合機能（情報提供機能）の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・待合のためのスペースの確保 ・リフレッシュスペースの確保（喫煙所，自動販売機等） ・情報公開，情報提供スペースの確保 相談機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談室の拡充（狭あいの解消等） ・プライバシーの確保（遮音性等の確保） バリアフリー化 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者，高齢者及び婦人，子供のための機能の充実 ・来庁舎用動線の明確化(案内表示等のサイン計画の改善) 駐車場の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・必要駐車台数の確保
	業務処理機能の充実	登記窓口，事務室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・登記業務のコンピューター化等に伴う事務室の狭あいの解消 ・セキュリティの確保 各領域の明確な区分 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧スペースの拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実 閲覧機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧機能の拡充 ・情報端末等の設置 ・複写機等の充実 会議室の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議，研修に対応できるスペースの確保 書庫充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保存年限に基づく台帳の保管場所の確保 ・スペースの有効活用への配慮 ・保管機能の充実 (空調設備等の設置)(防災安全性の確保) (保安安全性の確保)

計画理由	内容 評点	100	90	80	70	60	50	40	備考	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	災害危険地域又は気象条件の極めて過酷な場所にある場合、10点加算する。	9.0
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	庁舎面積	面積率0.50以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新嘗の主な理由として取り上げる。	90.0
借用変換	立退要求がある場合		借用期限が切れ、即刻立退きが必要なもの		期限付きの立退要求のもの			なるべく速やかに返還すべきもの		
	返還すべき場合、関係団体より借上げの場合又は借料が高額の場合			緊急に返還すべきもの				なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2か所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの		2か所以上に分散、相互距離が300m以上で(同一敷地外)、業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通常利用する道路の延長とする。	
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	周囲が区画整理等施行済みで当該施行区分だけが残っているもの	区画整理等施行中で早く立退かないと妨害となるもの		区画整理等が事業決定済みであるもの(年度別決定済)			区画整理等が計画決定済みであるもの		
	地域性上の不適			都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度50点以下のもの	防火度60点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度70点以上ものもの	防火度80点以下	都市計画的にみて、地域性上障害のあるもの、又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建物で防火度100点未満のもの		
立地条件の不良	位置の不備			位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に非常に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上非常な支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適當で業務上又は環境上好ましくないもの		
	地盤の不備	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が不可能に近いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの		
衛生条件の不良	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ましくないもの又は来訪者の利用上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新嘗の主な理由として取り上げる。	
施設の不備	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに低いもの		法令による基準より相当低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新嘗の主理由として取り上げない。	
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び機構統廃合等に適用する。ただし、機構統廃合による場合は主理由として取り上げない。	
									加算点	10
									合計	109

分類	項目 係数	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5	評点
位置	用地取得の見込	取得済み	国有地の所管替え予定、公有地等の借用予定、建設までに用地取得の計画有り、又は民有地を長期間借用可能なもの			建設までの用地取得計画が不明確	敷地未定	1.0
	災害防止・環境	自然条件が災害防止・環境保全上良好	自然条件の不備を技術的に解消できる			自然条件に災害防止・環境保全上やや支障がある	自然条件に災害防止・環境保全上著しい支障がある	1.1
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込み有り				整備の見込みなし	1.1
	都市計画・土地利用計画との整合性	都市計画・土地利用計画等に積極的に貢献	都市計画等との整合	条件整備により都市計画等との整合が可能			都市計画等と整合しない	1.0
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接している			敷地が有効に利用できる形状ではない	安全・円滑に出入できる構造の道路等に隣接していない	1.0
規模	建築物の規模	業務内容に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容に応じ、適切な規模が設定されている			規模業務内容との関連が不明確	規模未定	1.0
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要面積が確保されている	建築物の規模に応じ適切な規模となっている	駐車場の確保に支障がある				1.0
構造	単独庁舎としての整備条件		単独庁舎計画としての整備が適当			合同庁舎、法務総合庁舎計画との調整が必要	合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備が必要	
	合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件		合同庁舎、法務総合庁舎としての整備条件が適当				合同庁舎、法務総合庁舎計画としての整備条件が整っていない	1.0
	機能性等	適切な構造として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である			適切な構造として計画されていない	標準的な構造が確保できないおそれがある。又は、特殊な施設で必要な機能が満足されないおそれがある	1.0
						評点（各係数の積×100倍）		121

平成 1 5 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

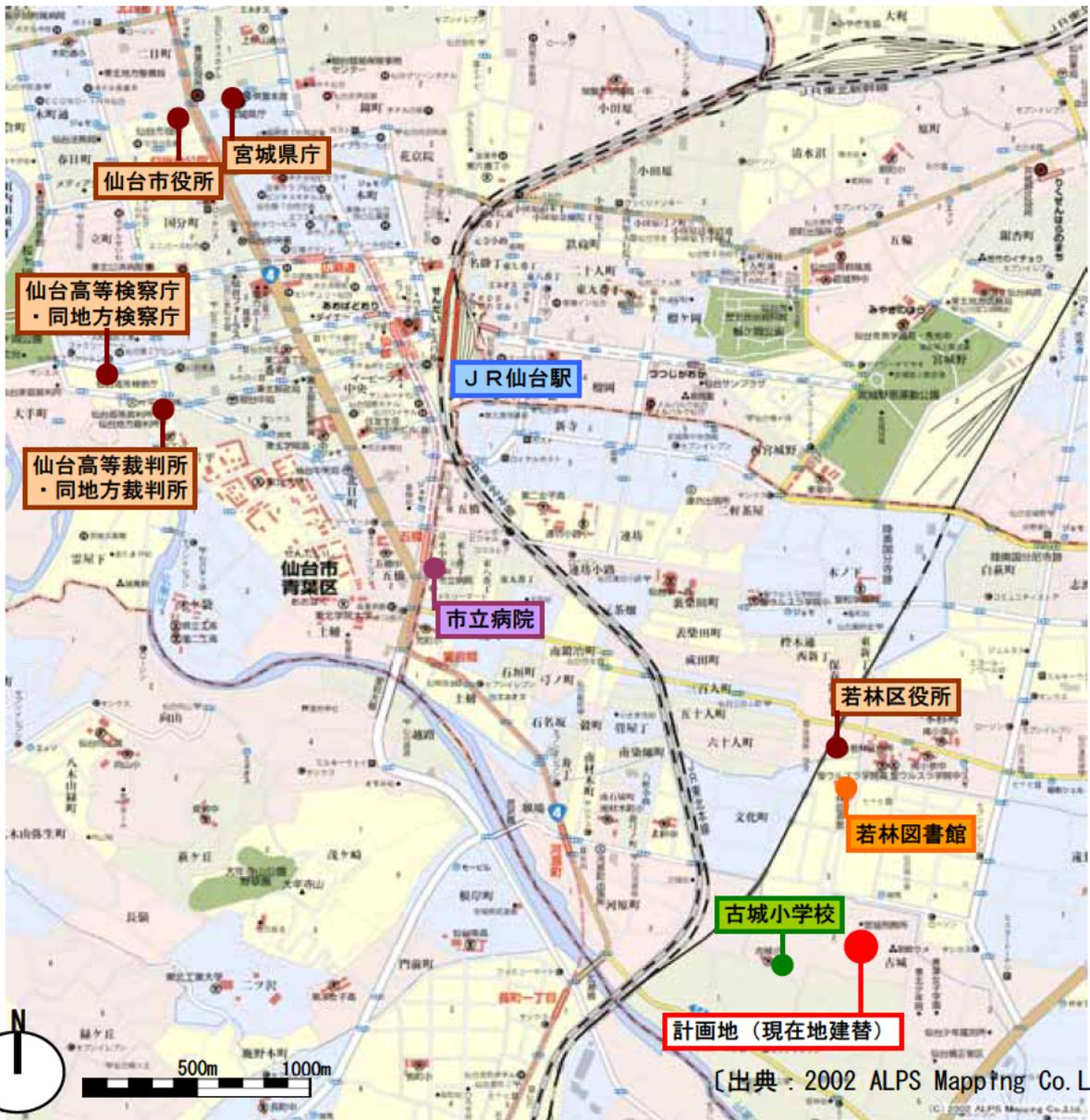
政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 1 5 年 8 月
事業等の内容	<p>1. 事業等の名称 宮城刑務所新営工事</p> <hr/> <p>2. 目的・目標 宮城県沖地震による建替え復旧整備済み建物を除き，施設は木造及び鉄筋コンクリート造建物であるが，築後 4 7 年を経過し，構造クラックが入っているスラブを始め，諸設備の痛みも多く，耐震・耐火上も問題があり老朽化が激しい。 また，全国的な過剰収容状況下，本施設も平成 1 5 年 6 月末現在，117.8%の過剰収容の状況にあり，体力の衰えている老朽施設での運営を大きく圧迫している。仙台矯正管内の基幹施設として位置付けられている施設でもあり，建替えにあたっては，収容規模を拡大した整備が必要となっている。 老朽・経年による機能不備を解消し，矯正処遇を行うに相応しい1,600人規模の刑務所を整備することを目的とし，ひいては国民の安全の確保及び治安の維持に寄与する。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容 (1) 事業場所 宮城県仙台市若林区古城二丁目 3 番 1 号 (2) 構造規模 4 7 , 0 3 2 m² (3) 収容定員 既決 1 , 6 0 0 人 (現状 9 0 2 人) (4) 事業期間 平成 1 6 年 ~ 2 6 年 (予定)</p>		
評価手法等	「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。 なお，事業費要求段階（平成 1 6 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。		
評価の内容	<p>[事業の評価項目]</p> <p>1 . 事業の緊急性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 事業の緊急性： 1 0 6 点 ・ 既存施設は，老朽，狭隘，過剰収容で施設の運営に支障を来している。</p> <p>2 . 計画の妥当性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 計画の妥当性： 1 1 0 点 ・ 敷地周囲は江戸時代以前の土塁に囲われ，また附近は小学校や住宅地という立地条件のもと，周辺環境との調和に配慮するとともに，収容能力の最大限の確保に努めた計画としている。</p> <p>以上 1 , 2 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備考			

宮城刑務所新営工事
事業評価資料(事前評価)

平成15年
法務省大臣官房施設課

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係		
行政施設	医療施設	[裁判所]	[検察庁]	[拘置所]	
文化施設	商業施設	施設名： 仙台高等裁判所・ 仙台地方裁判所	施設名： 仙台高等検察庁・ 仙台地方検察庁	施設名： 仙台拘置支所	
スポーツ施設	交通施設	車： 20分	車： 20分	車： 0分	
学校施設	公園等	直線距離： 4.5 km	直線距離： 4.6 km	直線距離： 0 km	
福祉施設	現状施設	移動回数： 台/年	移動回数： 台/年	移動回数： 台/年	



[出典：2002 ALPS Mapping Co. Ltd]

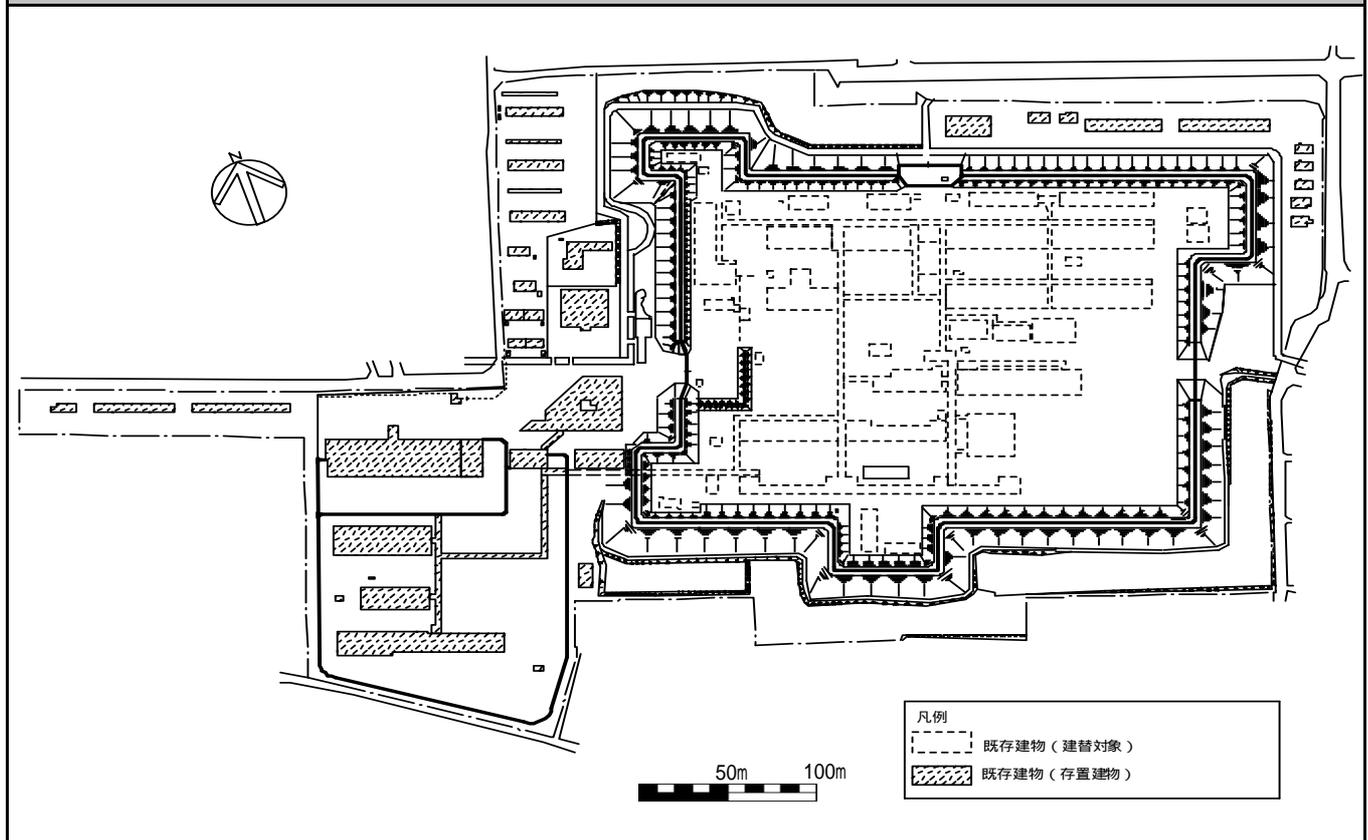
計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2. 事業概要

(1) 計画施設概要

施設名	宮城刑務所
工事場所	宮城県仙台市若林区古城二丁目3番1号
敷地面積	166,398㎡
用途地域	第2種住居地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
その他地区地域の指定	埋設文化財包蔵地及び隣接地
延面積	47,032㎡
構造	RC-3ほか
計画職員数	350人
収容定員	既決：1,600人（うち分類センタ100人分は整備済み）
完成年度（西暦）	2014年予定

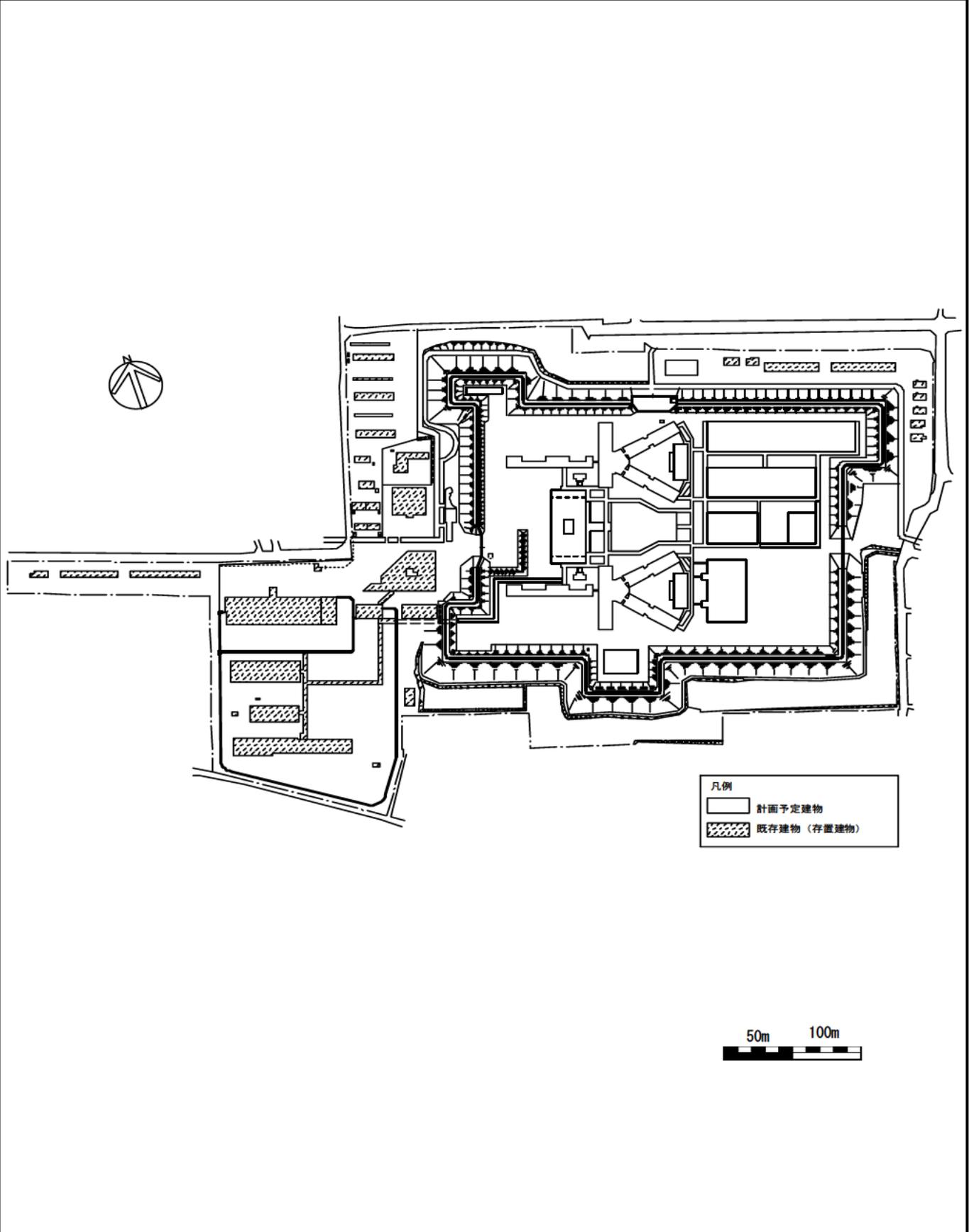
敷地図（現況図）



(2) 計画図

施設名

宮城刑務所



(3) 整備方針

施設名	宮城刑務所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 ・逃走防止への配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会待合室・面会室等の充実
	円滑な業務の遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	刑務作業の充実	職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身としての作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	受刑者の処遇・ 生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷低減型 施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土やランニングコストの低減に配慮した建物配置・形態・ 材料・設備システムの検討
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	フレキシビリティ の向上	施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）

施設名		宮城刑務所								
建替の場合										
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
老朽	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下		90
	非木造	現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下 同左	現存率70%以下 同左	現存率80%以下 同左					
狭あい	施設面積	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下		9
施設の 不備	機能・設備の不備	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要					7
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合	都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要							
									合計	106

主要素
 従要素

施設名		宮城刑務所							評価点
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5		
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が行われているが不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である		1.0
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保 ・外部からの侵害行為への配慮		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点も充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点を充たす計画である		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である	
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
	刑務作業の充実	職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身として作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分とは言えない		1つの職業訓練しか出来ない		1.0
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実 ・生活指導、職業指導、通信教育、のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・教育活動の実施への配慮	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とは言えない		全く確保されていない		1.0
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.1
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない		1.0
環境負荷の小さな施設づくり（環境負荷低減型施設）	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備等の検討	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を考慮した設計が全く行われていない				1.0
		ライフサイクルの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない		1.0
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的にかつ適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない				1.0
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画				1.0	
評価点（各係数の積×100倍）									110

平成 1 5 年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	大臣官房施設課	評価時期	平成 1 5 年 8 月
事業等の内容	<p>1. 事業等の名称 奈良少年刑務所新営工事</p> <hr/> <p>2. 目的・目標 本施設は明治 4 1 年築の築後 9 5 年経過した，経年・老朽化が極めて著しい施設である。この施設は明治時代のレンガ造建築物で，執務空間は狭あいかつ小さく分割された間取りとなっており，O A 化の進んだ現在の執務環境とは，ほど遠い状況にある。また，全国的な行刑施設の過剰収容下にあつて，本施設も平成 1 5 年 6 月末現在，113.4%の過剰収容の状況にあり，極度の老朽施設である側面と併せて，その施設運営を大きく圧迫していることから，収容規模を拡大し，かつ，合理的・効率的な施設運営ができるよう早期に建替を行う必要がある。 深刻化する現下の犯罪情勢を踏まえ，本施設の経年・老朽による機能不備を解消し，1，100人規模の刑務所として整備することにより，国民生活の安全・安心と我が国の治安確保に寄与する。 なお，本施設は明治期の面影を今に残していることから，歴史的・文化的側面にも検討を加える。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容 (1) 事業場所 奈良県奈良市般若寺町 1 8 番地 (2) 構造規模 新営整備：37，422㎡，保存改修（予定）：4，597㎡ (3) 収容定員 既決 1，000人，未決 100人 （現状：既決 661人，未決 53人） (4) 事業期間 平成 1 6 年～2 6 年（予定）</p>		
評価手法等	<p>「法務省大臣官房施設課における事業評価システムの概要」のとおりである。 なお，事業費要求段階（平成 1 6 年以降の予定）に費用対効果分析まで含めて総合的に評価することとしている。</p>		
評価の内容	<p>[事業の評価項目] 1. 事業の緊急性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 事業の緊急性： 1 0 9 . 5 点 ・既存施設は，老朽，狭隘，過剰収容，現行法規との不適合等で施設の運営に支障を来している。 2. 計画の妥当性に関する評点が 1 0 0 点以上であること 計画の妥当性： 1 3 3 点 ・周辺街並みとの調和に配慮するとともに，現在の矯正施設に相応しい整備とし，また収容能力の確保に努めた計画としている。 以上 1，2 より，新規採択事業としての要件を満たしていると評価できる。</p>		
備考			

奈良少年刑務所新営工事
事業評価資料(事前評価)

平成15年
法務省大臣官房施設課

1 計画地周辺状況

凡例 主要施設			関係機関との関係		
行政施設	医療施設	[裁判所]	[検察庁]	[拘置所]	
文化施設	商業施設	施設名：奈良地方裁判所	施設名：奈良地方検察庁	施設名：葛城拘置支所	
スポーツ施設	交通施設	車： 10 分	車： 10 分	車： 70 分	
学校施設	公園等	直線距離： 2.5 km	直線距離： 2.5 km	直線距離： 30 km	
福祉施設	現状施設	移動回数： 台/年	移動回数： 台/年	移動回数： 台/年	



[出典:]

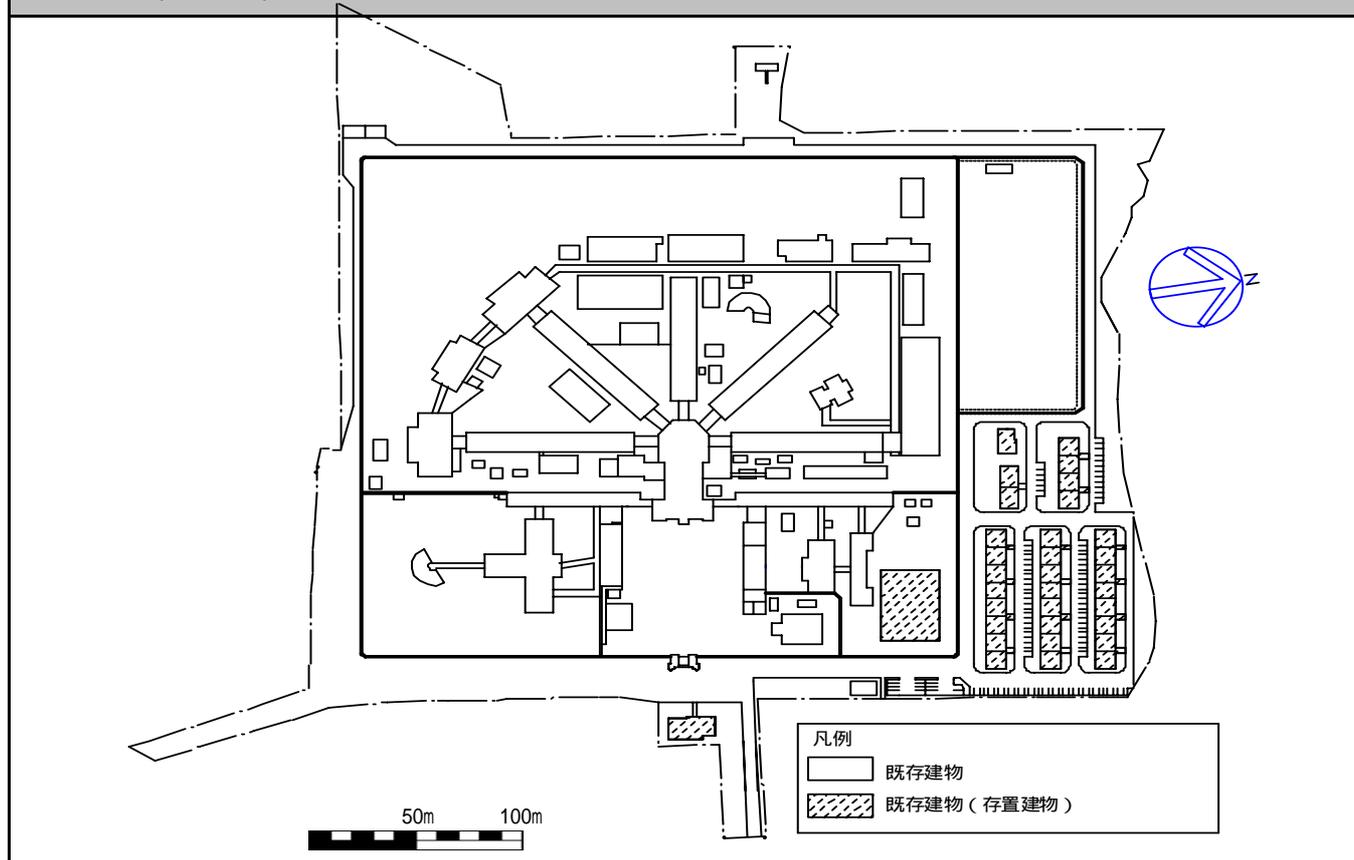
計画No.	上位計画・事業計画
1	
2	
3	
4	
5	

2. 事業概要

(1) 計画施設概要

施設名	奈良少年刑務所
工事場所	奈良県奈良市般若寺町18番地
敷地面積	14,969m ²
用途地域	第2種住居地域
容積率	200%
建ぺい率	60% (風致地区内40%以下)
その他地区地域の指定	第3種風致地区, 10m高度地区, 15m斜線高度地区
延面積	新営: 37,422m ² , 保存改修: 4,597m ²
構造	RC-3ほか
計画職員数	238人
収容定員	1,100人 (既決1,000人, 未決100人)
完成年度(西暦)	2014年予定

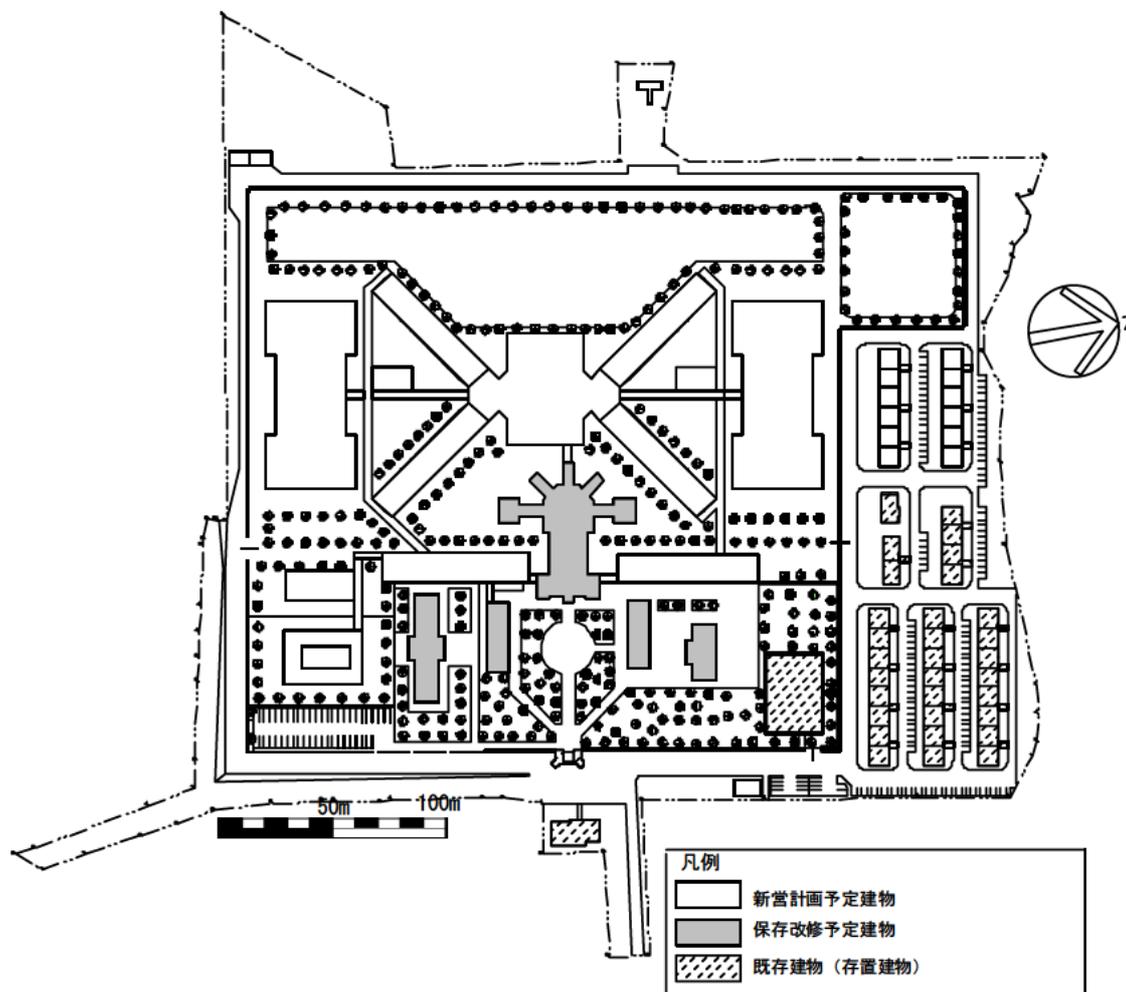
敷地図(現況図)



(2) 計画図

施設名

奈良少年刑務所



(3) 整備方針

施設名	奈良少年刑務所	
目的	方針	
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画
		安全性の確保 ・ふかんの防止 ・保安管理体制の確保（逃走防止等への配慮） ・外部からの侵害行為に対する配慮 ・逃走防止への配慮
業務の効率化・ 処遇改善	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会待合室・面会室等の充実
	円滑な業務の遂行	調室・面接調査室等の機能改善 ・調室・面接調査室等の充実
	刑務作業の充実	職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身としての作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実 ・生活指導，職業指導，通信教育のための機能改善 ・教育活動の実施への配慮
	受刑者の処遇・ 生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境
	職員の執務環境の向上	機能改善 ・執務スペースの充実 ・IT化への対応
環境負荷の 小さな施設づくり	環境にやさしい 施設づくり （環境負荷低減型 施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土やランニングコストの低減に配慮した建物配置・形態・ 材料・設備システムの検討
		ライフサイクルコストの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用
フレキシビリティ の向上	フレキシビリティ の向上	施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 （耐久性のある材料及び工法の採用） ・将来の施設変化への柔軟な対応 （将来対応スペースの確保）（増築・改修の自由度の向上）

施設名		奈良少年刑務所								
建替の場合										
計画理由	内容	評価	100	90	80	70	60	50	40	評点
老朽	木造		保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	5,500以下	83.5
	非木造		現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	現存率60%以下同左	現存率70%以下同左	現存率80%以下同左				
狭あい	施設面積		面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	8
施設の 不備	機能・設備の不備		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため建替えが必要	矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の大規模な改善が必要		矯正施策の遂行上、当該施設の機能・設備面での不備のため施設の一部で改善が必要				9
法令等	現行法規（都市計画法、建築基準法）との適合		都市計画法に適合していない 建築基準法上、建替えないと適合しない	建築基準法上、施設全般にわたり、施設の大規模な改善が必要		建築基準法上、施設の一部で改善が必要				9
									合計	109.5

主要素
 従要素

施設名		奈良少年刑務所							評点
目的	方針	1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5		
地域との調和	周辺環境との調和	景観への配慮 ・周囲の景観に調和した施設計画	周辺環境に調和する景観計画が十分に行われている	周辺環境に調和する景観計画がある程度行われている	周辺環境に調和する景観計画が行われているが不十分である		周辺環境との調和があまり考えられていない計画である	1.1	
		安全性の確保 ・俯瞰の防止 ・保安管理体制 ・外部からの侵害行為への配慮		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、3点も充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、2点を充たす計画である	人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点を充たす計画である		人権・プライバシーの確保（俯瞰防止など）、保安管理体制の確保、外部からの呼びかけ、投げ込み等への配慮、のうち、1点も充たさない計画である	1.0
業務の効率化（処遇改善）	来訪者対応機能の充実	面会待合室・面会室等の機能改善 ・面会室・待合室の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	円滑な業務の遂行	面接調査室・調室等の機能改善 ・面接調査室・調室等の充実	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	刑務作業の充実	職業訓練機能の充実 ・刑罰の中身として作業場所の充実 ・社会復帰支援訓練の充実 ・高齢者を対象とした訓練種目の充実	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が適度に確保されている	収容者に応じた職種を用意出来る量と質が十分とは言えない		1つの職業訓練しか出来ない	1.0	
	社会復帰体制の充実	改善更生の充実 ・生活指導、職業指導、通信教育、のための適切なスペースの確保及び機能改善 ・教育活動の実施への配慮	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とは言えない		全く確保されていない	1.0	
	被収容者の処遇・生活環境の改善	居室（単独室・共同室）の機能改善 ・居室（単独室・共同室）の充実 ・採光・通風等の良好な環境	収容人数に対して、十分な量と質が確保されている	収容人数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
	職員の執務環境の向上	機能改善	職員数に応じた、十分な量と質が確保されている	職員数に応じて適度な量と質が確保されている	ある程度確保されているが十分とはいえない		全く確保されていない	1.0	
環境負荷の小さな施設づくり	環境にやさしい施設づくり（環境負荷低減型施設）	周辺環境の配慮 ・地域風土を考慮した建物配置 ・形態・材料・設備システムの検討	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を十分に考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土をある程度考慮した設計が行われている	建物配置、建物形態、使用材料、設備システムの検討等において、地域風土を考慮した設計が全く行われていない			1.1	
		ライフサイクルの低減・省エネ・省資源 ・負荷の抑制・自然エネルギーの利用 ・エネルギー資源の有効利用	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、3つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、2つ以上について配慮されている	自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれかについて配慮されている		自然エネルギー（通風・採光）活用、雨水の再利用、ソーラーシステム、透水性舗装等のうち、どれについても配慮されていない	1.0	
		環境負荷の少ない材料の選択 ・自然材料の利用 ・リサイクル材料の利用	自然材料（木材・石材）やリサイクル材が積極的に適切に利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がある程度利用されている	自然材料（木材・石材）やリサイクル材がほとんど利用されていない			1.1	
フレキシビリティの向上	フレキシビリティの向上	施設のフレキシビリティの向上 ・構造体の長寿命化 ・将来の施設変化への柔軟な対応	特に耐久性の高い材料・工法を使用している、または、将来の機能改善に適度に対応できる計画となっている	将来の機能改善への対応が考慮された計画となっている	将来への機能改善等への対応が困難な計画			1.0	
評点（各係数の積×100倍）								133	

平成15年度事業評価実施結果報告書 < 事前評価 >

政策所管部局	法務総合研究所	評価時期	平成15年 6月
事業等の内容	<p>事業等の名称 法務に関する研究</p> <hr/> <p>1. 課題・ニーズ 有効な刑事政策の実施に資するよう、犯罪動向の分析、犯罪者の処遇等につき、国内はもとより国外の情勢をも視野に入れた幅広い調査・研究を継続的にを行い、その成果を国民に公表する必要がある。 犯罪白書の特集においては、社会の関心が高く、刑事政策上も重要な課題と考えられるテーマを選択し、検察、矯正、更生保護等刑事司法の各分野から多角的に分析するとともに、実態調査の分析結果等を紹介し、刑事政策上の課題の全体像を国民に分かりやすく提供することが求められている。</p> <hr/> <p>2. 目的・目標 近年、我が国においては、犯罪が増加し、治安の悪化が懸念される状況にあり、こうした犯罪の増加の原因及び社会的背景や要因等を探り、その対策として、どのような措置が講ぜられなければならないかなどを明らかにすることは、喫緊の課題であるところ、刑事司法に携わる関係諸機関と連携などしながら、実証諸科学を活用して、刑事政策に関する総合的な調査研究を実施し、有効な刑事上の施策に役立つ基礎的な資料を提供する。</p> <hr/> <p>3. 具体的内容 平成15年度の研究計画 ・ 犯罪白書 ・ 研究 ア 実態調査を踏まえた犯罪被害に関する研究（平成14年度から継続） イ 少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する研究 ウ 変貌する凶悪事犯から見た犯罪の検証 エ 少年犯罪に関する研究 最近の強盗事犯少年に関する研究 犯罪少年の実態に関する研究 オ 矯正施設における効果的処遇に関する総合的研究 カ 保護司の活動及び意識に関する調査研究 キ 保護観察対象者の分類の基準に関する研究 ク 薬物乱用の効果的な予防と薬物乱用者の処遇に関する研究 ケ DV加害者に関する研究（平成14年度から継続） コ 企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究（平成14年度から継続） サ 交通事犯の動向に関する研究（平成14年度から継続） シ 海外の保護観察制度（平成14年度から継続） - 英国における社会内処遇の改革と地域性の再建</p>		
評価手法等	<p>「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」（平成9年8月内閣総理大臣決定）に基づき、法務総合研究所で実施する研究の評価を適正に実施するため、学識経験者等による研究評価検討委員会を設置して、各研究計画について個別の評価を行う。</p>		

1 犯罪白書

我が国における犯罪情勢を正確に把握するための基礎的な統計資料を提供するとともに、客観性と継続性を確保しつつ平成14年の犯罪情勢を概観する。また、検察、裁判、矯正、保護の各段階における犯罪者処遇の実情を統計資料に基づいて紹介する。

特集として「変貌する凶悪犯罪の検証と対策」を取り上げ、国民が最も関心を寄せる殺人・強盗等の凶悪重大事件のうち、平成10年から同14年までに死刑又は無期懲役を求刑した事犯を対象として、全国規模で事件記録・判決書等の証拠書類に基づいて実証的な調査研究を行うとともに、最近の強盗事犯少年に関する事例調査を併せて行う。これらの調査研究結果をもとに、凶悪事犯から見た犯罪を検証しその特徴及び社会的背景ないし原因を分析し、併せて犯罪防止の手がかりとなる資料を提供する予定である。

【内容の概略】

近年、強盗等の凶悪犯罪の認知件数が急増し治安の悪化が指摘されているが、強盗・殺人等の凶悪犯罪においては、このような量的変化ばかりでなく、犯罪の動機、犯罪者の特性、犯罪の態様、被害者の特性等様々な側面で、かつてとは異なる質的变化、変貌の兆しが出現し始めているように思われ、そのことが、国民の生命等に対する不安感を醸成し、治安に対する危機感が増大する要因になっていると推測される。

そこで、15年版犯罪白書の特集では、このような凶悪犯罪の質的变化、特に、若年者、暴力団、外国人、常習的犯罪者、経済的背景、地域的拡散、被害者層等に視点を当て、国民が最も関心を抱き、かつ、強い不安感の源泉になっていると思われる「死刑・無期求刑がなされた極めて悪質な凶悪犯罪」の実態の解明を試み、犯罪発生要因とプロセスを掘下げて探るとともに、全体の質的变化の潮流が、このような悪質事犯へも広がりつつあるか否かについても分析し、併せて犯罪防止への手がかりをも探ることとしている。

2 研究

- ・ 実態調査を踏まえた犯罪被害に関する研究（研究期間：平成14年度からの継続研究。平成16年度まで）

我が国の刑法犯の動向を見ると、戦後最高の認知件数を更新し続けているほか、検挙率が低減するなか、凶悪事犯が増加し治安悪化が指摘されている。

こうした犯罪状況について、より正確に把握するため、犯罪被害実態調査を実施し、犯罪に関する暗数をも踏まえた犯罪動向を把握するとともに、適正な刑事施策の運用を図るための資料を作成する。

- ・ 少年法改正等に伴う少年刑事司法制度の現状に関する研究（研究期間：平成16年度まで）

矯正保護の処遇機関も含めた少年刑事司法機関における法改正に伴う法制度の運用状況を把握するとともに、見直しに備えた基礎資料を収集し、併せて、処遇等の充実に資する資料をも提供することを目的とした調査研究を行う。

- ・ 変貌する凶悪事犯から見た犯罪の検証（研究期間：平成15年度）

殺人、強盗等凶悪犯罪の近時の動向を明らかにするとともに、国民の生命への重大な脅威となり、治安情勢悪化の重要な指標のひとつとなり得る、極めて悪質な死刑・無期求刑事案について、判決書等を調査することにより、その実態を実証的に解明し、その防止策を考える上での基礎データを収集し、実務に提供し得る資料を作成する。

- ・ 少年犯罪に関する研究

ア 最近の強盗事犯少年に関する研究（研究期間：平成15年度）

「最近の強盗事犯少年」の増加の内実により、増加に係わる社会的・心理的要因の分析を目指すとともに、併せて、これらの少年に対応した処遇状況について研究する。

イ 犯罪少年の実態に関する研究（研究期間：平成15年度）

交通関係業務上過失致死傷事件を除く少年刑法犯の検挙人員の動向を見てみると、昭和58年をピークとする、いわゆる戦後の第3のピーク以降、減少傾向を示していたが、平成8年以降増加に転じ、近年は、第4のピークとも言える様相を呈している。加えて、その罪種について見ると、第3のピーク時には窃盗犯の増加が顕著であったのに対し、近年は強盗事犯が増加しているなど、これまでとは異なる様相を示している。そこで、既存の統計資料をもとに、第3のピークを中心に、それ以前、ピーク当時、ピーク以降及び第4のピークとも言える昨今の状況について、検察の少年調査票をはじめとする既存の統計資料をもとに、少年非行の様相を明らかにする研究を行う。

・ 矯正施設における効果的処遇に関する総合的研究（研究期間：平成16年度まで）

検察、裁判、矯正、保護の一連の刑事司法の中から、特に矯正の段階に焦点を当て、過剰収容下における効果的かつ効果的な矯正処遇の在り方等について総合的に調査研究を行う。

・ 保護司の活動及び意識に関する調査研究（研究期間：平成16年度まで）

再犯防止と社会復帰の観点から保護観察で重要な役割を担う保護司の活動に焦点を当て、その活動状況及び意識等を調査し、今後の保護司制度の維持発展や犯罪を予防し社会復帰を行う活動の充実化等に資する研究を行う。

・ 保護観察対象者の分類の基準に関する研究（研究期間：平成15年度まで）

現在使用している保護観察のための分類票における評価項目以外で、処遇困難・再犯予測に寄与すると思われる項目を探索し、分類票の判別力を改善することを目的に実施する研究である。特に、保護観察対象者に関する特性及び成行きと、保護観察官による保護観察ケースの分類検討の状況等を調査し、統計的分析を行うことにより、分類基準・手続の妥当性等を検証し、併せて今後の分類基準の在り方についても研究を行う。

・ 薬物乱用の効果的な予防と薬物乱用者の処遇に関する研究（研究期間：平成16年度まで）

アジア諸国における薬物対策と乱用者の処遇に関する各種施策の情報を収集検討し、薬物乱用者の再犯防止のための効果的な施策を探求して、我が国における処遇に役立つ資料を提供する。

・ DV加害者に関する研究（研究期間：平成14年度からの継続研究。平成15年度まで）

前年度からの継続研究で、ドメスティック・バイオレンスの加害者を対象に実態調査を実施し、その特性等を分析するなどの研究を行う。

・ 企業犯罪の防止と制裁に関する法学及び経済学的視点からの分析研究（研究期間：平成14年度からの継続研究。平成16年度まで）

企業組織内、企業集団（系列、カルテルを含む）内の犯罪と監督責任について、諸外国の制度と比較し、経済学的視点と法学的視点から分析し、企業犯罪の防止のための制裁の在り方を研究する。

・ 交通事故の動向に関する研究（研究期間：平成14年度からの継続研究。平成15年度まで）

交通事故における事前規制と事後制裁の効果を計量的に分析し、規制、制裁が、どのような属性の運転者にどのような期間どのくらいの大きさで予防効果をもたらしたかを分析する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の保護観察制度 - 英国における社会内処遇の改革と地域性の再建(研究期間：平成14年度からの継続研究。平成15年度まで) いわゆる「コミュニティ・インボルブメント」(外部の専門機関や援助団体等と共同で犯罪者の処遇等を実施したり，犯罪者処遇等にそれら外部の活力の導入を図ったりすること) において長い歴史を持つ英国の保護観察所の社会内処遇に焦点を当てた調査研究を実施する。 調査結果に基づき，我が国の更生保護制度と地域社会の関わりの在り方を考えるための資料を提供する。 <p>3 必要性，効率性，有効性からの評価について</p> <p>近時大きな問題となっている，少年犯罪・犯罪者処遇・保護観察政策などについて，数多くの研究テーマが掲げられており，特に少年犯罪については，少年法改正の見直し時期と相まって，時宜を得た研究になると評価できる。</p> <p>また，継続研究とされている「DV加害者に関する研究」「企業犯罪の防止...」などは，当該事案の今後の刑事政策を検討するに当たって極めて有効な研究になるものと期待される。</p> <p>さらには，犯罪者処遇や保護観察政策などの研究は，学者等の研究者では行い得ない分野の研究であり，まさに実務を所管する法務省ならではの効率的かつ有効な研究が行えるものと言える。</p>
<p>備 考</p>	<p>平成15年6月10日に開催された「研究評価検討委員会」において，上記各新規研究についての研究の必要性及び研究の規模・方法・内容の妥当性等について検討がなされ，いずれも，時宜を得た有効かつ必要性の高い研究であると評価された。</p>